

令和6年5月10日

入院中の患者様へのご案内

国の方針により、令和6年6月からの食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額が変更になります。患者様のご年齢や所得に応じて食事負担額が1食あたり10～30円上がることとなりますので、ご承知置きの程よろしく願いいたします。

(※6月分より変更なので、7月に発送する6月分請求書より適応されます。)

入院時食事療養費(※精神病棟に入院の方はこちらをご参照ください)

一般		標準負担額		
70才未満	70才以上の高齢者	変更前	変更後	
下記以外	下記以外		460円	490円
		例外1: 指定難病者等	260円	280円
		例外2: 精神病床入院患者(※1)	260円	280円
低所得者 住民税非課税	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院日数90日未満	210円	230円
		過去1年間の入院日数90日以上	160円	180円
該当なし	低所得者Ⅰ		100円	110円

※1: 平成27年4月1日以前から平成28年3月31日までにすでに継続して1年以上精神病床に入院しており、平成28年4月1日以後も引き続き入院している一般所得区分の患者」

療養(内科)病棟に入院される65才以上の方(入院時生活療養費・生活療養標準負担額)

対象者	標準負担額	変更前	変更後
住民税課税世帯の方		460円	490円
	例外1: 指定難病者等	260円	280円
低所得者Ⅱ※住民税非課税	過去1年間の入院日数90日以内	210円	230円
	過去1年間の入院日数90日以上	160円	180円
低所得者Ⅰ		130円	140円
	指定難病、老齢福祉年金受給者等	100円	110円

例 70才未満で住民税課税の方(31日の月の場合)

変更前 1食460円×3食=1380円×31日=42,780円

変更後 1食490円×3食=1470円×31日=45,570円 **差額 2,790円**

ご不明な点がございましたら平川病院医事課迄お問い合わせ下さい。

平川病院 医事課 042-651-3131